

平成 31 年 4 月 10 日

各居宅介護支援事業所 様

和泉市生きがい健康部  
高齢介護室介護保険担当課長

### 短期入所サービスの利用延長について（通知）

平素は本市介護保険事業の運営に格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省令により介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービス利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとあります。しかし、居宅サービス計画に短期入所サービスを位置づける場合に、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意したうえで、利用者の心身状況等を勘案して特に必要と認められる場合は、おおむね半数を超えての短期入所サービスの利用が可能です。

今回、本市では介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営を図るため、短期入所サービスの利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えて必要とされる場合について、本市の考えを示すとともに、該当する利用者については、本市にご相談いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 短期入所の利用延長が必要とされる事由
  - ア) 利用者の心身状況等により家族による介護が困難、若しくは独居により居宅での生活が困難な場合。
  - イ) 同居家族が疾病等であることにより、十分な介護を居宅で受けることができない場合。
  - ウ) その他、和泉市がやむをえない事情と判断した場合。
2. 短期入所の利用延長を検討する上での留意点
  - ア) 短期入所サービスの利用延長以外の方法はないのか検討を行ったうえ、適切なア

セメントの結果、利用者の心身及び家族の状況、環境や経済的状況等の観点から延長の必要性が客観的に認められる状況であるか。

- イ) 本人や家族に介護保険制度の趣旨について説明を行い、介護保険サービスの利用について理解を得ているか。
- ウ) その他、やむをえない事情であるか。
- エ) 短期入所の利用延長が必要とされる事由に該当する場合は、適切にアセスメントした内容を支援経過等に詳細に記載してください。